

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1			別表第1		
機 関	事 務		機 関	事 務	
区長	1～1の3 〔略〕		区長	1～1の3 〔略〕	
	2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			2 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
	2の2～15 〔略〕			2の2～15 〔略〕	
	16 削除			16 墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚高高第849号）による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの	
	17・18 〔略〕			17・18 〔略〕	
	19 削除			19 墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱（平成20年6月30日20墨福介第242号）による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの	
	20～34 〔略〕			20～34 〔略〕	
教育委員会	〔略〕		教育委員会	〔略〕	
別表第2			別表第2		
機関	事 務	特定個人情報	機関	事 務	特定個人情報
区長	1～19 〔略〕		区長	1～19 〔略〕	
	20 削除			20 墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		<u>定めるもの</u>	
21・22 〔略〕		21・22 〔略〕	
<u>23</u> 削除		<u>23</u> <u>墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱による生活援助員の派遣に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
24～39 〔略〕		24～39 〔略〕	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。